

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 63 回）

議事概要

1 日時

令和 3 年 5 月 7 日（金）17 時 02 分～17 時 22 分

2 場所

官邸 2 階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

基本的対処方針分科会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

法務副大臣 田所 嘉徳

外務副大臣 鷲尾 英一郎

財務副大臣 中西 健治

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

経済産業副大臣 長坂 康正

環境副大臣 堀内 詔子

防衛副大臣 中山 泰秀

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣広報官 小野 日子

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 木村 聡

4 議事概要

【厚生労働大臣】

直近の感染状況ですが、全国の新規感染者数の先週今週比の値は低下傾向であるものの、依然として増加傾向が続いています。重症者数、死亡者数も急速な増加が続いており、今後、高齢者層への波及が進むと、さらに増加する可能性が高いとされています。

影響が懸念される変異株の割合は、関西では、8割を超える高い水準が継続しており、従来株から置き換わったと推定されます。東京でも6割程度、愛知で7割程度など他の地域でも置き換わりが進んでいます。

なお、GW中は診療及び検査数が少なくなっていることや、地域の感染者数が増加すると、検査や報告が遅れることに加え、連休による人の移動の影響で、翌週以降の報告数が上積みされることも想定する必要があります。

その上で、専門家からは、緊急事態措置区域とされた地域では、夜間滞留人口の減少がみられ、先週今週比の値の低下の動きもみられるものの、東京では感染者の増加傾向が継続。関西でも、横ばい若しくは減少の動きが見られるが、医療提供体制は危機的な状況が継続。変異株への置き換わりが進む中で、まん延防止等重点措置の効果が一定の範囲にとどまったことを踏まえ、GW期間終了後の言わば平時における強い対策が改めて必要。愛知では、まん延防止等重点措置の開始から2週間経過した中で、ほぼ全世代で新規感染者数の増加傾向が継続。福岡、北海道など新規感染者数が高い水準にあり、かつ急激に増加・継続している地域では、医療提供体制への負荷も既に大きくなりつつあり、感染抑制につなげるための強い対策について、躊躇なく取り組むべき。ワクチン接種が広く進み、発症予防効果、各国での研究等で示唆されている重症化予防効果や感染予防効果が発現されれば、重症者数、さらには感染自体が抑制されることも期待される。国と自治体が連携して、可能な限り迅速・効率的に多くの人に接種を進めることが必要、といった評価を頂きました。

厚生労働省としては、医療提供体制の確保を図るため、大阪府及び兵庫県について、関係省庁の協力を得て、国から医療機関に対する病床の増床の働きかけや、医療機関へ派遣する看護師確保を行うとともに、7月中には、接種を希望する全ての高齢者に対して、各自治体が2回の接種を終えられるよう取り組んでまいります。

【尾身会長】

基本的対処方針分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、緊急事態宣言の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け議論いたしました。

まず、緊急事態宣言を実施すべき区域として、愛知県及び福岡県を追加すること、また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、北海道、岐阜県及び三重県を追加するとともに宮城県を除外し、期間をいずれも5月31日までとする政府の公示

案に合意いたしました。

愛知県及び福岡県については、複数の指標がステージⅣ相当であり、新規陽性者数の増加傾向が継続し、病床の状況が極めて厳しいことから、緊急事態措置区域に追加となりました。

北海道、岐阜県及び三重県については、一部の地域でステージⅣ相当であることや、新規陽性者数の伸び率が高いこと、病床がひっ迫していること等から、まん延防止等重点措置区域に追加となりました。

北海道については、まん延防止等重点措置ではなく緊急事態宣言を出すべきではないかという意見も複数ありましたので、対策に万全を期していただきたいと思います。

また、解除の基準についても議論がありました。新規感染者数をしっかりと下げ、その状態を長く続けることを目標として、基本的対処方針に「変異株が拡大する中で、より慎重に総合的に判断する」との記載を加えていただきました。

高齢者等へのワクチンが行き渡るまで大きなリバウンドを起こさないために、次の7つのポイントが重要です。①抗原検査キットの活用による積極的な検査の推進、②診療所の役割の強化及び緊急時における災害医療としての国の積極的関与、③大きなリバウンドを防ぐために早期に“強い対策”を打つこと、④高齢者等のワクチン接種の着実かつ迅速な実施、⑤変異株の状況を踏まえた水際対策の更なる強化、⑥飲食店の認証制度等の強化、⑦リスクコミュニケーションの強化、政府におかれましては、この7つの対策の強化を是非お願いいたします。

【西村国務大臣】

今ほど尾身会長から御説明いただいたとおり、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき期間の5月31日までの延長、区域の追加、除外などについて御了解を頂きました。

緊急事態宣言の区域に追加をする愛知県及び福岡県、新たにまん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加をする北海道、岐阜県及び三重県についても尾身会長から御説明があったとおりです。

これらを踏まえまして、基本的対処方針分科会にお諮りし、御了解いただいたところであり、この後、政府対策本部長である総理に、緊急事態宣言の期間延長と区域変更を行っていただくとともに、まん延防止等重点措置に関する公示を行っていただくこととしたいと考えております。

また、併せて、基本的対処方針の変更についても、基本的対処方針分科会で御議論いただいた点につきまして、この本部で決定をさせていただきたいと考えております。

主な変更点を申し上げます。

今回の緊急事態宣言は、大型連休中、例年、人々の活動・移動が活発になる時期です。感染拡大を抑えるため、そうした人流を抑制するとの観点から、集中的に厳しい人流抑制策を採ったところですが、大型連休を終えて、人々が通常の生活パターンに戻る中、引き続き、人と人との接触を減らすための徹底した対策を講じていくこととしております。

資料4を御覧ください。

具体的には、事業者に対し、テレワークや休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減を目指すことの要請を行うとともに、緊急事態措置を実施すべき区域においては、飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請や、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請を継続するとともに、新たに利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店に対する休業要請を行うことといたします。

イベントにつきましては、人数上限5,000人かつ収容率50パーセントを適用しつつ開催を21時までとし、1,000㎡を超える大型店舗については、20時までの営業時間短縮要請を行うことといたします。

なお、東京都や大阪府など、感染状況を踏まえ、それぞれの都府県知事の判断で、これまでの取組を継続して行えることとしており、国としてもしっかりと支援し、連携して取り組んでいきたいと考えております。

このほか、変異株に関して、最新の状況を14、15ページに、ゲノムサーベイランスを22ページに記載しております。インドで確認された変異株への対応の強化を迅速に進める旨を36ページに記載しております。

また、20ページの下から、検査に関して、医療機関や高齢者施設等において、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に検査を実施できるよう、抗原簡易キット最大約800万回程度分を5月中旬を目途に確保の上、速やかに配布を行うことと併せ、健康状況を効率的に把握できる仕組み(健康確認アプリ)の活用等のあり方を検討する旨を記載しております。

27ページの下に、医療提供体制の確保に関して、感染拡大が顕著な都道府県において、当該地域では対応困難な深刻な看護師不足が生じた場合、当該都道府県の要請を踏まえ、政府は緊急的な看護師派遣に取り組む旨や、診療所の役割強化を進めるとともに、都道府県の病床・人材の確保に対する政府の支援を更に強化する旨を記載しております。

国民や事業者の皆様には、様々な御負担をお掛けしておりますが、この後、説明する支援策も講じてまいりますので、引き続き御協力をお願いしたいと考えております。

国民の皆様のお命と健康を守ることを第一に、都道府県と連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

お手元の資料5-1を御覧ください。

まず、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域におきまして、人流抑制の

観点から、時短要請等に応じた大規模施設等に、事業規模に応じた協力金を支給することといたしました。具体的には、お手元の資料5-2を御覧ください。1,000㎡ごとに1日20万円を支給するとともに、当該施設において、テナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、100㎡ごとに1日2万円を支給することといたしました。

時短要請の場合は、短縮した営業時間に応じて金額を調整いたします。

この拡充措置につきましては、4月25日から適用することとしたいと考えております。また、都道府県が独自に休業要請の上乗せ措置を要請した場合には、国は協力金の6割を支援することといたします。

また、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への支援を後押ししてまいります。具体的には、お手元の資料5-3を御覧ください。

酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に対して、国の支給する月次支援金につきまして、その上限額の上乗せ、2倍までを行う場合や、売上50%減少等の要件を緩和する場合、30%減までには、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、都道府県に対してその必要額の8割の財政支援を実施することといたします。

このほか、4月30日に、各大臣から発表のありました、各種支援策の拡充等について追記をいたしております。

今般の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を含め厳しい影響を受ける事業者の皆様に対して、引き続き、重点的・効果的な支援策を迅速に実行し、事業と雇用、生活をしっかり支えてまいります。

【防衛副大臣】

4月27日に菅内閣総理大臣から岸防衛大臣に対して感染拡大が全国に与える影響が大きい東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の高齢者接種を強力に後押しすべく、防衛省・自衛隊により東京都に大規模接種センターを設置し運営すること、また、同様に大阪府を中心とする地域を対象として、適切な支援を行うよう、御指示を頂きました。これを受けまして、防衛省といたしましては、関係各所の御協力のもと、東京都については大手町合同庁舎第3号館に自衛隊東京大規模接種センターを、大阪府については大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）に自衛隊大阪大規模接種センターを開設することといたしました。

また、接種開始時期につきましては、東京、大阪両会場ともに今月24日とすることを目標に、準備を可及的速やかに進めることとしております。

新型コロナウイルス感染症対策は、国家の危機管理上重大な課題であり、防衛省・自衛隊は国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、引き続き全力を挙げてまいります。

【内閣官房長官】

資料6を御覧ください。

これまでも、国内外の感染状況を見極めつつ、防疫措置を強化するなど、必要な水際措置の強化を講じてまいりました。

インド国内などにおいて新たな変異株が確認されるとともに感染者数が急速に増加しております。国民の不安を予防的に取り除くとの観点から、資料6の1(1)のとおり、5月10日以降、当分の間、既に3日間待機が必要なインド及びパキスタンに加え、ネパールの3か国からの全ての入国者及び帰国者について検疫所が確保する宿泊施設での待機を求めることといたします。

その上で、資料6の1(2)のとおり、これら3か国からの入国者については、出国前72時間以内の検査及び入国時の検査に加え、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等待機を求めることといたします。

また、資料6の1(4)のとおり、入国後14日間の入国者健康確認センターによるフォローアップの強化として、これら3か国からの入国者を含め、全ての入国者に関して、状況確認のために実施しているビデオ通話に対応しない者に対しては、個別に氏名等公表に結び付く対応を執る旨の警告メールを送付するとともに、重点的な見回りを行うことといたします。

さらに、資料6の2のとおり、国民や日本在住の在留資格保持者に対して、日本への帰国、再入国を前提としたこれら3か国への短期渡航を計画している場合には、中止するよう改めて強く要請することといたします。

引き続き、国内における感染の拡大を防止するために必要な水際措置について、不断に検討の上、着実に講じていくことといたします。

【内閣総理大臣】

緊急事態宣言の発出以降、東京や大阪における人流は大幅に減少しており、対策の効果が始めていると考えられます。一方、新規感染者数は、大都市部を中心に高い水準にあり、大阪、兵庫などでは病床のひっ迫が続いています。

こうした状況を踏まえ、本日、緊急事態宣言の対象地域に、愛知県、福岡県を追加するとともに、5月31日まで延長すること、また、まん延防止等重点措置の対象地域に、北海道、岐阜県、三重県を追加し、5月31日まで延長すること、宮城県については5月11日に終了することを決定いたしました。

大型連休が終わり、今後の通常の時期に合わせて、高い効果の見込まれる措置を徹底することといたします。飲食店における酒類やカラオケの提供の停止を続け、お酒の持込みも制限いたします。デパートなどの大規模施設は20時まで、スポーツや音楽などのイベントは21時までの時間短縮をお願いします。職場での感染の増加に対応して、テレワークにより出勤者の7割減を目指します。大規模施設に対する協力金について、事業規模に応じたものとするなど、影響を受ける方々への支援を引き続き

しっかり行います。新たな変異株に対応し、インドなどからの入国者については、入国後6日間のホテルでの待機を求めるなど、さらに徹底した水際対策を行います。

各大臣におかれては、本日の決定に基づき、改めて対策を徹底していただくようお願いいたします。

以 上